

参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和5年11月22日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 中山 靖史

### 1 当該招請の主旨

本業務は、東日本都市再生本部における土木・造園工事に係る発注等業務につき、設計関連業務、積算関連業務、測量関連業務、工事損失補償関連業務及び資産区分細分化関連業務を行うものである。業務の実施にあたっては、土木・造園工事に係る発注者支援業務に精通し、必要な技術を有していることが必要である。

このため、従前から土木・造園工事に関する発注者支援業務を行っている特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して競争入札に移行するものとする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度以降東日本都市再生本部基盤整備関連業務（土木・造園）
- (2) 業務内容 本業務は、東日本都市再生本部における土木・造園工事に係る発注等業務につき、設計関連業務、積算関連業務、測量関連業務、工事損失補償関連業務及び資産区分細分化関連業務を行うもの。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

### 3 業務目的

本業務は、東日本都市再生本部における土木・造園工事に係る発注等業務につき、設計関連業務、積算関連業務、測量関連業務、工事損失補償関連業務及び資産区分細分化関連業務を一体的に行い、機構事業の円滑な推進に資するべく、業務の支援を行うことを目的とする。

## 4 応募要件

### (1) 企業に関する資格要件

次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

本公募に参加意思がある者は説明書「5 参加意思確認書の提出」に基づき、「競争参加資格の確認について（別紙1）」、「参加意思確認書」（様式1）及び提出書類（様式2～6，8）一式（以下、「参加意思確認書」という。）を提出すること。

#### 1) 単体企業

- ①独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
- ②当機構東日本地区における令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、土木設計の業種区分の認定を受けていること。
- ③参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ④参加意思確認書を提出する者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。

※認定基準：関連があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。

- ・建設業許可者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）
  - ・建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合
  - ・建設業許可者と参加意思表明者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加意思表明者については、その実態に即して判断する。
- ⑤平成25年度以降に完了した以下のいずれかの業務において、土木及び造園各1件以上の実績を有する者。

#### 【土木】

- ・土木工事※<sup>1</sup>に関する発注者支援業務※<sup>2</sup>
- ・土木工事に関する設計又は積算業務

※1 「土木工事」とは、市街地における整地、道路・下水道、駐車場、解体等の工事を単独又は複合に行う工事をいう。なお、市街地とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

※2 「発注者支援業務」とは、工事等の発注者を支援する立場として、設計又は積算に関する資料作成等業務をいう。

⑥暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

## 2) 設計共同体

①上記1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより東日本都市再生本部長から本業務に係る設計共同体として競争参加資格の認定を受けているものであること。

②設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

(2) 再委託は原則として禁止とするが、次に掲げるものは、あらかじめ機構の承諾を得て再委託できるものとする。

- ・測量関連業務

- ・工事損失補償関連業務

受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

(3) 予定管理技術者

予定管理技術者については、下記の1)から4)に示す条件を満たす者を配置できること。なお、予定管理技術者は職種（土木・造園）別に配置し、いずれかを土木設計業務等請負契約書11条第1項に記載の管理技術者に定めることとする。

ただし、土木及び造園の資格基準・実績等を同一の者が満たす場合、職種（土木・造園）別に配置する予定管理技術者について兼任することができる。

1) 土木・造園それぞれにおいて、下記のいずれかの資格等を有する者

### 【土木】

- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

- ・1級土木施工管理技士の資格を有する者

- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの

- ・土木学会特別上級者又は土木学会上級技術者若しくは土木学会「1級技術者」の資格を有する物

- ・公共工事品質確保技術者の資格を有する者

- ・公共工事を発注する公的機関（国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人）の技術職として25年以上の実務経験を有する者

### 【造園】

- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

- ・1級造園施工管理技士の資格を有する者

- ・ R C C M (造園部門) の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
  - ・ R L A の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
  - ・ 公共工事を発注する公的機関(国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人)の技術職として 25 年以上の実務経験を有する者
- 2) 土木・造園それぞれにおいて、下記の実績を有する者
- 平成 25 年度以降に完了した以下のいずれかの業務経験において、1 件以上の実績を有する者。
- 【土木】
- ・ 土木工事に関する発注者支援業務
  - ・ 公的機関の発注者として土木工事の設計及び積算担当職員として従事した経験
  - ・ 土木工事に関する設計及び積算業務
- 【造園】
- ・ 造園工事に関する発注者支援業務
  - ・ 公的機関の発注者として造園工事の設計及び積算担当職員として従事した経験
  - ・ 造園工事に関する設計及び積算業務
- 3) 設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が予定管理技術者(土木設計業務等請負契約書 11 条第 1 項に記載の管理技術者)を配置すること。
- 4) 恒常的な雇用関係
- 予定管理技術者は、参加意思確認書の提出期限日時点において、当該申請者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- (4) 予定担当技術者
- 1) 予定担当技術者の資格は、特記仕様書に記載のとおりとする。
  - 2) 予定担当技術者は、特記仕様書に記載されている業務対象物件である設計業務等、本業務と直接関係する設計業務等の担当技術者を兼任することはできない。
- 5 参加意思確認書の提出に関する事項  
説明書による。
- 6 総合評価に関する事項  
説明書による。
- 7 手続等
- (1) 担当支社等
- 〒163-1315 東京都新宿区西新宿 6-5-1  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

基盤統括部基盤統括課 電話 03-5323-0815

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法  
令和5年11月22日（水）から令和6年2月6日（火）まで  
当機構ホームページからダウンロードとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法  
令和5年12月21日（木）17時00分まで  
(1)記載の担当支社等に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）すること。  
持参の場合あらかじめ日時を連絡すること。

## 8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
6(1)と同じ。
- (3) 当機構東日本地区における令和5・6年度測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格「土木設計」の業種区分の認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができるが、開札の時までに当該資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 詳細は説明書による。

以上